

日本でも徴兵制になるの？

戦

争になんか行きたくないというのが、ほとんどの国民の気持ちだと思います。国防軍をもつ自民党の改憲草案では、日本が海外で戦争することになり、徴兵制が実施されるかもしれません。今でも格差と貧困の広がりのなかで、生活のために自衛隊に入る若者が増えています。

世

論調査では52%（毎日）53%（朝日）が「9条を改正すべきではない」と回答しています。子や孫に戦争をする国を残すか、戦争をせず平和な手段で世界に貢献する国を残すかは、私たちの行動にかかっています。



イラスト：高宮信一

憲法9条生かして平和外交を

日

本は、韓国と竹島、中国と尖閣諸島問題などの領土問題をかかえています。しかし、武力では何も解決できないことは、歴史の教訓です。ASEAN諸国連合は、領土問題があっても平和的な外交で解決をはかろうとしており、それは世界の流れです。憲法9条を生かして、今こそ、日本から平和外交を強めるべきです。

北朝鮮の核実験に対しても、日本政府は、被爆国として核兵器全面禁止を提唱し、集団的自衛権の行使ではなく、憲法9条の理念に立って平和的解決の先頭に立つべきです。



西田敏行さん

憲法を生かして、被災地の復興を

憲法9条は絶対守るべきだと思っています。平和を願うこんな条文は他の国にはありません。いかに理屈をつけても9条をいじたらおしまいです。それに合わせ、現実を変えることになりますから。

東日本大震災と福島原発事故から被災地は立ち直っていません。いまこそ、憲法の理念を生かして、被災地・被災者の思いにそって、復興を進めるべきです。

憲法改悪反対共同センター

〈構成団体〉全労連、新婦人、民医連、全商連、農民連、民青同盟、革新懇、自由法曹団
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620 <http://www.kyodo-center.jp/>

戦争はいやです



イラスト：大崎園望

憲法改悪反対共同センター

憲法9条「改正」で 日本は戦争する国に

自

民党の改憲草案は、憲法9条を「改正」し、日本を戦争する国に変えようとするものです。

憲法9条が戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めているおかげで、日本はアメリカの要求にもかかわらず、戦後60年以上戦争に参加せずにきました。

自民党案では、憲法9条を「改正」して、自衛隊を国防軍（軍隊）とし、集団的自衛権の行使を認めるとしています。そうなれば、日本はアメリカと一緒に海外で戦争をすることが可能になります。アメリカが起こした戦争に日本が参加し、殺し殺される戦闘行為を行うことが現実のものとなります。

集団的自衛権って何？

集団的自衛権とは、日本と密接な関係にある他国（アメリカなど）が攻撃された場合に共同して戦争することをいいます。アメリカ本土が攻撃された場合だけでなく、イラクやアフガニスタンでアメリカが戦争を起こした場合、日本も一緒に武力行使をおこなうことになります。言葉は難しいですが、アメリカの起こした戦争に参加することが集団的自衛権の行使なのです。自民党は改憲をまたずに集団的自衛権の行使を可能にするとともに、沖縄・辺野古への新基地建設の強行や武器輸出の規制をゆるめようとしています。

国民から権力者(政府)への命令書 憲法は、私たちのくらしと権利を守り支える条文がいっぱいです

13 条—みんなが幸せに!

誰でも幸せになる権利があります。13条は国に対し、幸福を追求するために必要な権利は最大限尊重しなさいと命じ、私たちが人間らしく、自分らしく生きることを保障しています。

14・24 条—差別はダメ

あらゆる差別を禁止しています。しかし、憲法制定後も社会の各分野で女性に対する差別が公然と存在し、採用・賃金・定年・昇格の男女差別など、多くの女性が是正を求めてたたかい、一つ一つ打ち破ってきました。

25 条—健康で文化的な生活を

健康で文化的な生活を保障しているのが25条です。困ったときに衣食住や病気の治療が受けられることは当たり前のことです。国は健康で文化的な生活を保障するために、生活支援や医療など社会保障の充実につとめる義務があります。

26 条—人を成長させる教育

誰もが自分にあった教育を求めることができます。また義務教育を無償と定めています。

27 条—“働く”って素晴らしい!

27条は1項で「すべての国民が勤労の権利を持つ」としています。人たるに値する雇用の保障を国に要求する権利を意味し、適職が見つかるまでの(失業中の)生活保障や、国・自治体による雇用の創出を求める権利を含んでいます。

28 条—力をあわせて要求実現!

28条は、団結権、団体交渉権、団体行動権(ストライキ権)を認めています。一人ひとり弱い労働者が使用者と対等にたたかう権利を保障しています。

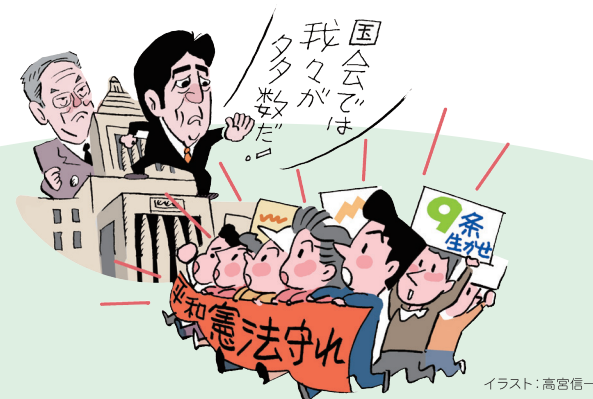
日本国憲法を改めて読み直してみましょう。「戦争の放棄」「国民主権」「基本的人権の尊重」を謳っており、世界に誇る宝物満載です。

改正要件の緩和は 憲法の本質を変える—96条

憲 法を改正するには、衆参それぞれ総議員の3分の2以上の議員による発議と国民投票の過半数の賛成が必要です(憲法96条)。これを自民党は、衆参それぞれの議員の過半数の賛成で発議できるものに改悪しようとしています。

しかし、憲法の本質は、多数者による時の政府が少数者を排除しないように、政府を縛り歯止めをかけることにあります。このような考えを立憲主義といいます。改憲手続きのハードルが高いのは、その縛りが外されないようにしているためです。96条は、単なる手続き条項ではありません。

安倍政権のねらいは、96条を入口に9条を改悪することです。



小選挙区制はきっぱり廃止! 民意を反映する選挙制度を!

自 民党は2012年衆議院選挙の小選挙区で、4割台の得票率で8割もの議席を獲得しました。他方で、議席に結び付かなかった死票は、3,700万票!!投票に行った人のうちの半分以上の声が国会に届かなかったことになります。

小選挙区制では、ますます多様化している民意がどんどん切り捨てられてしまいます。民主主義は一人ひとりの声を大切にし、耳を傾けることが第1です。政治の混乱の一回とも言われている小選挙区制、本当に今のままでいいのでしょうか?

国会議員の選挙は国民の代表者を選ぶものです。この国のあり方を決めるのは国民ですから、選挙は、比例代表制のように民意を正確に反映する制度にすることが必要です。比例定数削減は国民の声をますます遠ざけます。

